

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令案」に関する意見募集（パブリックコメント）について

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令案」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和8年5月12日（火）から令和8年6月10日（水）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を実施します。

1. 背景

地中熱利用システムについては、高い省エネルギー効果をもつことから、2050年ネット・ゼロの実現に向けて活用が期待されています。一方で、地下水の過剰採取は地盤沈下の原因となることから、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき、政令で定める指定地域においては、揚水設備による建築物用地下水採取が制限されており、地下水を揚水して熱利用する地中熱利用システムの導入が困難な状況にあります。

今般、熱需要の高い都市部における地中熱利用システムの普及を図るため、地盤沈下の発生を抑えつつ、地下水の適正な保全及び利用が図られる当該システムの適用要件について、広く国民の皆様からの御意見を募集することとします。

2. 意見募集の対象

- ・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令案」の概要

3. 意見募集要項

（1）意見募集期間

令和8年5月12日（火）から令和8年6月10日（水）まで
（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

- ①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合
電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。
- ②郵送する場合
次の様式により提出してください。

(意見提出様式)

[件名] 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令案」に関する意見

(郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。)

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所 (どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。)
- ・ 意見内容
- ・ 理由 (根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

<注意事項>

- ・ 意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送の場合は、A4判の用紙にて提出してください。
- ・ 電話での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

<宛先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室水環境班 宛

(3) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 (e-Gov) <https://www.e-gov.go.jp/>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、140円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒 (A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの) を同封の上、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令案」に関する意見募集の関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記(2)②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(4) 注意事項

- ・ 御提出いただいた意見につきましては、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願いま

- す。
- ・記入漏れ、本要領に則して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。
 - ・また、以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。
 - 御意見の内容が、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令案」と無関係な場合
 - 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
 - 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
 - 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
 - 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
 - 記載された情報が虚偽であると判明した場合
 - ・御意見に附記された氏名、住所、電話番号等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、本意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
 - ・皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

4. 問合せ先

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室水環境班
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-5521-8308